

「情報発信人材の育成並びに認知度拡大業務」 企画提案公募実施要領

隠岐観光協会では情報発信を行う隠岐島内の人材の育成を目指しており、ライティング技術を向上させ WEB サイトや SNS の内容が充実することで、来訪意欲の向上や体験コンテンツ利用の増加を目的とする。また、作成した記事を受託者の媒体へ転用することにより、隠岐地域の認知度の向上を目的とする。

WEB サイトのコンテンツマーケティングを実施するため、隠岐の訴求テーマとして掲げる「神々の島」「幻の風景」「島の祭り」「ソウルフード」に基づいたモデルコース等を隠岐の島旅内に充実させることを目的とする。

1. 委託業務の内容

(1) 委託業務名

情報発信人材の育成並びに認知度拡大業務

(2) 業務内容

別添業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和4年2月28日まで

(4) 委託料上限額

3,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、隠岐観光協会との打ち合わせに要する費用を含む。

2. 応募資格

(1) 複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）若しくは単独の法人であること。

(2) コンソーシアムの構成員若しくは単独の法人は次の各号を満たすこと。

ア 委託業務を的確に遂行するに足りる能力を有すること。

イ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

エ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

オ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

カ 最近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

キ 県内法人にあっては、県税の滞納がないこと。

ク 県内法人でない者にあつては、主たる事業所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。

ケ 複数のコンソーシアム構成員になって参加、又はコンソーシアム構成員と単独の法人として重複参加していないこと。

コ 委託業務終了までの間、隠岐観光協会及び各支援機関等との連絡調整が随時行えること。

3. 業務上の留意事項

特段の理由がなく仕様書に沿った業務が遂行されなかった場合は、契約を解除し、概算払いがある場合には、双方の協議により、その全額又は一部を返還するものとする。

4. 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案参加希望者から事前に企画提案参加表明書（様式1）を徴収して、資格の有無を審査する。その上で、参加資格を有する者に対して、企画提案書の提出及び提案者プレゼンテーションへの出席を要請する。

(1)募集期間	令和3年8月6日(金)～8月16日(月)午後5時 ※企画提案公募実施要領は、隠岐観光協会のホームページで閲覧、ダウンロードできるほか、下記の提出先及び問い合わせ先で配付する。
(2)事前説明会	開催しない
(3)企画提案の参加 表明書の提出	企画提案に参加する者は、企画提案参加表明書(様式1)に以下の書類を添えて、令和3年8月13日(金)午後5時までに持参又は郵送により提出すること。企画提案参加表明書の到着を以って参加資格を有するものとし、隠岐観光協会から参加資格確認の通知は行わない。 ※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時(土・日・祝日は除く。)までとし、郵送の場合は郵便書留に限る。 【添付書類】 会社(法人)等の概要がわかるもの(会社案内等) 7部 ※コンソーシアムによる参加の場合は、構成員全ての書類及びコンソーシアム協定書の写しを添付すること。
(4)質疑の受付期間	質疑がある場合は、必ず企画提案質問票(様式2)により、令和3年8月11日(水)午後5時までにFAXまたはe-mailにより提出すること。 なお、応募書類の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公平な審査を行うため受け付けない。
(5)質疑の回答方法	回答は、企画提案の参加資格を有する者に対して、各参加者の質疑を取りまとめ、全て同じものを回答する。 回答は企画提案公募参加表明書に記載された連絡担当者に対して、FAXまたはe-mailにより送信するので、FAX番号またはe-mailアドレスを必ず記載すること。なお、FAX番号またはe-mailアドレスの誤記載及び参加者が受信したものの内部伝達の不備等により生じた不利益については関知しないので注意すること。
(6)質疑への 回答予定日	令和3年8月12日(木)
(7)企画提案書の 提出期限	企画提案に参加する者は、企画提案書(任意様式)を令和3年8月16日(月)午後5時までに持参又は郵送により提出すること。 ※持参の場合の受付時間は午前9時から午後5時(土・日・祝日は除く。)までとし、郵送の場合は郵便書留に限る。
(8)審査予定日	令和3年8月17日(火)以降に審査会を開催し、審査する。 ※企画提案者は、審査会に参加し、プレゼンテーションを実施すること。プレゼンテーション審査の日時、場所等詳細は、参加資格を有する者に別途通知する。 ※新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、予防的観点から、審査会を延期またはオンライン(web会議システム等)での実施、あるいは中止(企画提案書による書類審査のみ)とする場合がある。
(9)企画提案者プレ ゼンテーション の方法	提案者ごとに、30分以内で企画提案者による説明を行った後、審査委員からの質問時間15分を設定する。 ※複数の企画提案や、映像・音声による企画提案書は認めない。隠岐観光協会はパソコン・プリンター・スクリーン・コピー機等の機材は用意しないので、プレゼンテーションにおいて機材等を用いる場合は、企画提案者が準備すること。 ※審査会を中止(企画提案書による書類審査のみ)とする場合は、審査委員からの質問を书面(FAX、e-mail等)で行うことがある。
(10)委託契約候補者 の決定	令和3年8月23日(予定)

5. 企画提案書の作成、提出方法等

(1)作成方法	<p>○企画提案書は任意様式により作成すること。また、提案書の表紙には、「情報発信人材の育成並びに認知度拡大業務」と記載し、併せて提案者を記載すること。</p> <p>○用紙の大きさはA4判縦、横書き、左綴じを原則とする。(図表等は必要に応じてA3判の折り込みも可とする。)</p>
(2)提出方法	<p>○計7部提出すること。</p> <p>○令和3年8月16日(月)午後5時までに持参又は郵送により提出すること。 ※持参の場合の受付時間は午前9時から午後5時(土・日・祝日は除く。)までとし、郵送の場合は郵便書留に限る。 ※持参の際などにおいて、提案者からの説明等は行わないこと。</p>
(3)その他の書類	<p>○見積書(任意様式)を1部提出すること。 ※見積書は、提案する企画内容等の実施に係る一切の経費を見込むこと。 ※可能な限り明細を作成し、それぞれの積算方法を示すこと。</p>
(4)企画提案等に係る留意事項	<p>○企画提案参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがある。</p> <p>ア 参加する資格のない者が提案したとき。</p> <p>イ 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。</p> <p>ウ 指定された作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。</p> <p>エ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。</p> <p>オ 虚偽の内容が記載されているもの。</p> <p>カ 提案に関する不正行為があったとき。</p> <p>キ その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を利用しなかったとき。</p> <p>○企画提案に係る経費は支給しない。</p> <p>○提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。</p> <p>○事業の効果、効率性の観点から、採用した企画の内容の一部を変更することがある。</p> <p>○提出された書類一式については返却しない。</p>

6. 企画提案書等に記載する内容

(1)企画提案書	<p>企画提案書作成にあたって特に提案を求めるポイントは以下のとおり。</p> <p>ア 情報発信人材の育成並びに認知度拡大業務について、仕様書3. 業務内容を踏まえて、次の項目を提案すること。 ・ライティング技術の向上支援(①～⑥の項目) ・認知度の拡大(作成記事の転用)</p> <p>イ 業務全体のスケジュールを記述すること。</p> <p>ウ 業務全体に関して、自社ノウハウ等から効率的、効果的に行う手法がある場合は、それを折り込んだ提案を行い、その効果を記述すること。</p> <p>エ 仕様書に示した以外に独自で提案できる事項があれば提案すること。</p>
(2)実施体制	<p>本業務を実施するための体制について、職名、職員数、役割分担、経験年数等を記述すること。</p>
(3)類似業務の受託実績	<p>類似事業の主な受託実績について、事業名、実施年度、発注者等を記述すること。</p>
(4)見積書	<p>見積書について、次の各項目について記載すること。</p> <p>【記載する項目】</p> <p>ア 人件費、旅費、通信費、消耗品費、印刷製本費等</p> <p>イ 旅費は、隠岐諸島(海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町)を想定し算定すること。</p>

7. 審査方法等

(1)審査方法	<p>隠岐観光協会事務局内に関係機関等で構成された審査委員会を設置し、次項の項目に基づき審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案をした者を本業務の委託契約候補者として選定する。</p> <p>なお、審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、委託契約候補者を選定しないことがある。</p>
(2)審査項目	<p>ア 業務の実施フローが具体的であり、確実な実施が見込めるか。</p> <p>イ 業務遂行能力（実施体制、全体スケジュール等）は十分か。</p> <p>ウ より効率的・効果的な手法の提案があるか。</p> <p>エ 独自提案による付加価値や実行可能性はどれくらいか。</p> <p>オ 類似業務の受託実績は十分か。</p> <p>カ 適正な見積額となっているか。委託料上限額の範囲内で最大の効果を得られる業務内容となっているか。</p>
(3)提案者への採否通知	<p>令和3年8月23日以降に提案者全員に文書で通知する。</p>

8. 契約

(1)契約方法	<p>審査委員会が選定した委託契約候補者と隠岐観光協会が随意契約を行う。契約締結にあたっては契約書を作成する。</p>
(2)契約金額	<p>採択決定後、委託契約候補者から改めて見積書を徴収し、委託料上限額の範囲内において決定する。</p> <p>また、実績額が委託料を下回った場合は、その実績額をもって変更契約を締結するものとする。</p>
(3)その他の契約条項	<p>委託契約候補者との協議事項とする。</p>

9. その他

- (1) 企画提案者は複数の提案書の提出はできないものとする。
- (2) 書類提出後に辞退する場合は、書面でその旨を「提出先及び問い合わせ先」まで申し出ること。
- (3) 企画提案者は、企画提案書の提出を以って「情報発信人材の育成並びに認知度拡大業務」企画提案公募実施要領及び仕様書の記載内容に同意したものとする。
- (4) 隠岐観光協会は、委託実施に関し必要があるときは関係書類及び資料を求め、又は監査を行う。
- (5) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (6) 企画提案に係る一切の費用については、応募者の負担とする。

<提出先及び問い合わせ先>

〒685-0015 島根県隠岐郡隠岐の島町港町塩口24（隠岐合同庁舎別館1階）

隠岐観光協会 担当：角橋・小泉

TEL：08512-2-1577 FAX：08512-2-1406 e-mail：okikan@e-oki.net

情報発信人材の育成並びに認知度拡大業務仕様書

1. 業務名

情報発信人材の育成並びに認知度拡大業務

2. 業務の目的

現在、隠岐観光協会では情報発信を行う隠岐島内の人材の育成を目指しており、ライティング技術を向上させWEBサイトやSNSの内容が充実することで、来訪意欲の向上や体験コンテンツ利用の増加を目的とする。また、作成した記事を受託者の媒体へ転用することにより、隠岐地域の認知度の向上を目的とする。

WEBサイトのコンテンツマーケティングを実施するため、隠岐の訴求テーマとして掲げる「神々の島」「幻の風景」「島の祭り」「ソウルフード」に基づいたモデルコース等を隠岐の島旅内に充実させることを目的とする。

3. 業務内容

本業務については効果的活用を含め、以下の項目以外にも様々な企画提案を行い、業務期間中に情報発信人材の育成に取り組むこと。

(1)ライティング技術の向上支援

①プログラムの設計

隠岐観光協会が募集した島内ライターへの育成に係るプログラムの作成と工程表を作成し、隠岐観光協会の公式WEBサイト「隠岐の島旅」において、年間20本の新規記事投稿を隠岐側で選出したライターが作成するように設計すること。

②マニュアル作成

ライティングや写真撮影に関する基礎や注意事項等について、A4サイズで12ページ以上の資料を作成すること。ページ数が満たない場合は変更契約の対象とする。

③原稿制作基礎研修

隠岐諸島にて記事制作の希望者と担当者を対象とした基礎研修を実施し、記事制作に係る指導を一回以上実施すること。基礎研修の内容については、事前に事務局と協議すること。

④原稿添削

隠岐のライターが制作した記事を掲載前に一定水準に達するよう20本の原稿を添削し、指導を行うこと。

⑤オンラインでの指導

MessengerやSlack等のオンラインツールを活用し、制作や企画、編集、構成等に関する助言を20本の記事について1本あたり2回以上の分析(1回30分程度)と10回以上の指導(1回30分程度)を行うこと。

⑥その他、隠岐の島旅の表示構成やサムネイル画像、トップページ画像の戦略的アップデートなど、魅力的なWEBサイトとなるように分析を計2日、助言や指導を計2日ずつ行うこと。

(2) 認知度の拡大

①作成記事の転用

ライティング技術向上のために作成した記事を、受託者が独自に運用するWEB媒体もしくは紙媒体等へ3本以上転載することで、隠岐地域の認知度の向上につながる取り組みを実施すること。

4. 業務期間

契約締結日～令和4年2月28日

5. 納品物

(1) 報告書（紙：2部、CD-R：1枚）

業務内容に関する報告書を3②で作成した基礎資料とともにA4サイズで納品すること。A4サイズを超える用紙を使用する場合は、折り込みも可能とする。

6. 納品場所

隠岐観光協会

7. その他

(1) 本業務に際し、必要な一切の費用は当初の契約金額に含むものとする。

(2) 事業実施に際して発注者より指示があった場合には、その指示に従い作業を進めるとともに、発注者はいつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。

(3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない場合は、必要に応じて発注者と協議のうえ定めるものとする。

(様式1)

年 月 日

隠岐観光協会 会長 様

(単独法人またはコンソーシアム代表者)

所在地

会社名

代表者 職・氏名

印

(連絡担当者)

職・氏名

TEL

FAX

E-mail

「情報発信人材の育成並びに認知度拡大業務」の企画提案への参加表明書

この業務の企画提案に参加したいので、関係資料を提出します。

なお、参加表明にあたり、「情報発信人材の育成並びに認知度拡大業務」企画提案公募実施要領に定められた参加資格を満たしていること及び記載内容について、事実と相違ないことを誓約します。

○提案者の概要

※記載欄は適宜増減してください。

単独法人または コンソーシアム 代表者	法人名・代表者名			
	本社所在地			
	資本金（千円）		従業員数（人）	
	業種 営業種目			
コンソーシアム 構成員	法人名・代表者名			
	本社所在地			
	資本金（千円）		従業員数（人）	
	業種 営業種目			

【添付資料（各7部添付してください。）】

- ・会社等組織概要（会社案内、要覧、定款等）
- ・コンソーシアムによる参加の場合は、コンソーシアム協定書（様式任意）の写し

(様式2)

年 月 日

隠岐観光協会 会長 様

FAX : 08512-2-1406

会 社 名 _____

代 表 者 _____

住 所 _____

担 当 者 _____

連 絡 先 (電話) _____

(FAX) _____

「情報発信人材の育成並びに認知度拡大業務」に係る
企画提案質問票

項 目	内 容